

令和6年度 第2回多文化共生推進委員会  
議事要旨

令和6年9月12日（木曜日）

ハイブリッド形式

午後2時00分開会

○事務局（中尾課長） それでは、定刻となりましたので、令和6年度第2回多文化共生推進委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を務めます、東京都生活文化スポーツ局都民生活部多文化共生推進担当課長の中尾でございます。

本日も対面とオンラインのハイブリッド開催とさせていただいております。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

オンラインで御参加の委員におかれましては、カメラは常時オンでお願いいたします。また、御発言いただく際、画面に表示されている手のひらのアイコン、手を挙げるボタンを押してお知らせください。名前が呼ばれましたら、名前をおっしゃってから御発言いただくようお願いいたします。

会場にお越しいただいている委員は、御発言いただく際に挙手でお知らせください。

なお、傍聴の皆様におかれましては、マイク・カメラをオフにして御参加いただきますようお願いいたします。

本日の資料でございますが、東京都はペーパーレスを推進しております。そのため、本会議もペーパーレスで実施させていただきます。資料はお手元のタブレットから御確認いただきますようお願いいたします。また、モニターにも投影させていただきます。

それでは、ここからの進行役は山脇委員長にお願いいたします。

○山脇委員長 皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。

まず、本日の出席委員と定足数について確認したいと思います。

欠席委員等について事務局からの報告をお願いします。

○事務局（中尾課長） 本日の出席委員数の報告でございます。出席委員は10名、河村委員は遅参の御連絡をいただいております。委員の半数以上が出席しますので、多文化共生推進委員会設置要綱第6に定める定足数を満たしていることを御報告いたします。

なお、アブディン委員、海老原委員、櫻本委員、山浦委員の4名の方は本日、御欠席の連絡をいただいております。

○山脇委員長 ありがとうございます。

本日のオンラインでの御参加は、アリソンさんとグエンさんと、河村さんも後ほど御参加いただくということでよろしいですね。

お二人、聞こえていますか。大丈夫ですか。

聞こえていますね。ありがとうございます。

では、続いて、本委員会は設置要綱第7に基づき、原則公開とされております。本日も公開を進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

続いて、本日の議事録の取扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（中尾課長） ただいま、会議を公開することが決まりましたので、本日の資料及び議事録はホームページに後日公表いたします。

事前に事務局で作成しました議事録案につきまして、発言者の皆様に確認をさせていただき、最終確認は委員長に御一任とさせていただければと存じます。

なお、個人情報に関わる事項等がある場合には、委員長と相談して対応したいと存じます。以上です。

○山脇委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入ります。

皆さん、タブレットで次第が見えていますでしょうか。次第の2の議題（1）指針改定の進め方です。こちらについて、事務局からの御説明をお願いします。

○事務局（中尾課長） 資料3、3枚目、こちらのほうをおめくりいただければと思います。

まず、指針の改定に向けた進め方・スケジュールについてです。

前回の6月の委員会でお示したスケジュールから一部変更してございます。

本日の委員会では、当初、指針の素案を事務局から提示して議論を進めていただく予定でしたが、指針改定の目的が多文化共生社会づくりを担う国や東京都など、各主体の役割をこの間の社会情勢の変化を踏まえ、整理し新たな指針に反映することにあるため、各主体の役割について、本日は御議論いただきたくお願いいたします。

また、本委員会の開催回数でございます。当初3回を予定しておりましたが、6月の第1回目と本日の議論を踏まえ、素案の確定に向けて議論を進めていくために、第3回、第4回を书面開催とし、最後の第5回目で指針案を御確認いただいた後、新年度に改定指針の公表を予定しております。

次に、指針改定の基本的な考え方と方向性について、改めておさらいになります。4枚目を御覧ください。

2016年の現行指針策定以降、社会情勢が大きく変化する中で、都内在住外国人の数は、45万人から65万人まで20万人増え、また在住外国人の割合も3.3%から4.7%まで増えて

おります。

さらに国の推計では、国内の在住外国人の割合が2020年の約2%から2070年、約50年後には約10%まで高まるといった数字が出されるなど、今後も大幅な増加が見込まれております。

このような推計が出される中、我が国においては、多文化共生に関わる法整備や組織、予算など、基本的な体制が整っていないため、多文化共生の取組には大きな地域差が生じている現状があります。

今まさに東京は、将来の日本が抱える多文化共生社会を巡る課題にいち早く直面しており、この状況を放置したままにすると、共生社会の取組が進む諸外国の都市との競争において後れを取り、人材の国外流出が進むなど、持続可能な発展が望めなくなります。

さらに、外国人が地域や社会から孤立し、社会との断絶、あつれきが生じ、社会不安を増長しかねないといった危機に直面しております。

本委員会では、このような現状や、また危機感を踏まえて、委員の皆さんから、将来の東京をどのような社会にしていくべきか、これまで議論いただき、現行指針策定以降の大きな変化として、現行指針には記載のない多文化共生社会の担い手についても御意見をいただいております。

その担い手というのは、指針策定後に設置されたつながり創生財団、また、今般、コロナ禍、またウクライナ避難民支援の担い手として、その存在が顕在化した町会・自治会、また社会福祉協議会等、それぞれの役割について確認し、指針へ反映する必要があるといった御意見がございました。

また、この間の社会情勢の変化も踏まえ、国をはじめ東京都、区市町村、民間の支援団体など、各主体の役割を整理する中で、日本の首都である東京が、自治体が抱える課題、また、声を取りまとめ国に届け、多文化共生の取組の充実につなげるべきといった御意見もいただきました。

委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、各主体の役割を整理し、指針に反映していきたいというふうに考えております。

ちなみに、第1回目の議事では、指針の基本目標と、それに連なる三つの施策目標、さらにそれぞれの施策の展開例について御意見をいただきました。

参考として5枚目、こちらのほうを御覧いただければと思います。

なお、施策の展開例につきましては、現在、各局の取組に関する調査を実施中でして、そ

の結果を踏まえ、内容を精査したいと考えてございます。

こちらが指針の改定の考え方、スケジュールとなっております。

○山脇委員長 御説明ありがとうございました。

ただいま、事務局からまず指針改定に向けたこの会議の今後のスケジュールについて、御説明がありました。

それから、第1回の推進委員会での議論を踏まえた改定の基本的な考え方、基本目標、施策目標の振り返りがありました。

特にスケジュールにおいては、第3回目と4回目に書面での委員会の開催が新たに追加されています。

ここまでの説明に関して、皆様から御質問、御意見あればお伺いしたいと思います。

まず、最初のスケジュールの確認なのですが、こちらに関して何かお聞きになりたい点はありませんか。

○エンピ委員 3回、4回、書面開催というところは、皆さんからいただいたものを我々のほうでコメントさせていただくというような理解で大丈夫ですか。

○事務局（中尾課長） 事務局です。そうですね。

今回の議論を踏まえまして、一旦、我々事務局のほうで素案の策定に向けて作業を進めさせていただきたいと思います。その中身について、改めて10月から11月の第3回ですね、そこにおいて皆さんから、また御意見をいただき、それをまたフィードバックをさせていただきたいと考えております。

○山脇委員長 今日みたいな形で顔を合わせて行う会議は、第5回、来年の2月頃の予定ということになりますか。

○事務局（中尾課長） はい、そうなります。

○山脇委員長 ほかにいかがでしょうか。

ほかの方、よろしいですか。オンラインの方もよろしいですかね。

それでは、後半の基本的な考え方、目標の振り返りのところで、前回の議論した内容を整理していただいて出来上がった資料と思いますが、こちらに関して改めて御質問のある方、いらっしゃいますか。前回の議論をうまくまとめていただいたかなと思うのですが、何か気になる点、ありますでしょうか。

よろしいですか。大丈夫ですかね。

では、よろしければ、次の議題の（２）、本日の一番大きな議論のテーマになるのですが、多文化共生社会を実現するために必要な各主体の役割ですね、こちら事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局（中尾課長） 資料３の続き、こちら７枚目を御覧いただければと思います。

各主体の役割は、現行指針の中にもうたってございます。国をはじめ東京都、区市町村、NPOなど民間支援団体の役割については、在住外国人を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、改めて現行指針をリニューアル、アップデートする必要があるということで整理してございます。

まず、国の役割についてです。こちらにつきましては多文化共生社会の形成に向けた体制整備の推進、また、出入国管理の的確な対応とともに、地方公共団体が取り組む様々な多文化共生施策に対して、関係省庁の連携の下、総合的なサポートを行うことを現行指針で求めています。

一方、この間の状況変化といたしましては、国は外国人受入施策の方針を転換し、外国人材の適正かつ円滑な受入れと共生社会の実現に向け、在住外国人支援をはじめとする総合的な対応策を決定、さらにロードマップも策定したところでございます。

しかし、省庁ごとに外国人支援策が実施されており、省庁横断的な専管部署の設置を含め基本的体制が整っていない現状がございます。

８枚目を御覧ください。そのため、外国人材の適正な出入国管理はもとより、多文化共生施策の推進に関する法制定など基本的な体制づくりの整備、また、財政支援などをはじめとする地域における多文化共生推進への積極的な支援を、国の役割として整理いたしました。

次に、こちら広域自治体である東京都の役割ということで９枚目のスライドを御覧ください。

我々東京都の役割については、区市町村の取組の支援や区市町村単独では対応が困難な課題に取り組むこと、また、多文化共生に関わる様々な団体の連携・協働を推進することを役割として定めております。

また、指針策定当時においては、東京都国際交流委員会の役割について、国際交流協会や外国人支援団体等の事業への支援などに取り組み、団体間のネットワークの充実や協働の推進に取り組むということを明記してございます。

冒頭申し上げましたとおり、この間、都内の在住外国人が約 20 万人も増え、在住外国人の割合も増加いたしました。何より国際交流委員会のチームを承継・拡充する形で、2020 年

10月に東京都つながり創生財団が設置されたことの意義は大きく、改めて都やつながり創生財団の役割を整理する必要があると考えております。

そこで、10枚目にございますが、都については現行指針には記載のない、都域における多文化共生の推進に関する考え方を提示する役割を果たすことが重要であると考えております。また、財団については、地域で活動する支援団体や、国際交流協会との密な連携により、情報を共有できる立場から、多文化共生に関する調査研究を通じた課題の抽出・分析といった役割、さらに共助社会づくりの取組を推進する、そういった役割を担う必要があると考えております。

次に、区市町村の役割でございます。区市町村には、在住外国人に最も身近な行政機関であるという立場から、多文化共生の地域づくりを進めていく主体として、外国人と日本人とが共に参加・活躍できる地域づくりを推進していくことが望まれます。

一方、地域の国際交流協会においては、各地域の課題やニーズに対応した多言語情報の提供、また相談事業などの取組を推進することが望まれます。

都内の在住外国人の数、割合が上昇し、永住また定住者の割合が多くを占める中、家族滞在も増えており、子供の数も増加するなど、幅広い年代の外国人が地域で暮らすようになってきております。

しかし、多文化共生を推進するよりどころとなる法整備がまだ整っていないため、地域の取組状況や体制の格差は広がる一方となっております。

今回、ウクライナからの避難民支援に関しては、受け入れている区市町村において避難開始当初は避難民の当面の生活の支援を模索し、その後、母子保健や修学支援などの取組を通じて、多文化共生社会づくりが進む、そういう契機となっております。

このような状況変化を踏まえ、特に区市町村には、これまでの役割に加え、スライドの12枚目にございますが、国際交流協会、またNPO等の民間支援団体など、多様な主体との連携・協働を図るために、地域リソースを把握していただくとともに、関係者同士の情報共有の場をつくり出す、そういう役割を担っていただきたいと考えております。

次に、NPO等の民間支援団体の役割です。それぞれの団体の専門性を生かしたきめ細かい支援を担えるというのが、まさにこの民間支援団体の強みだというふうに考えてございます。外国人と日本人が共に活躍できるためのサポートを行う役割というものも期待されております。

外国人の抱える課題が多様化、複雑化する中で、行政では行き届かないきめ細かく、かつ

専門性を生かした支援を行う民間団体の存在は変わらず重要であるとあります。加えて最近では、日本人と外国人双方の生活上の悩みなどを相互補完するマッチング機会を提供する団体や、町会・自治会も巻き込んで防災といった地域の課題にアプローチする団体など、支援活動の幅も広がっています。

さらに、社会福祉協議会、国際NGOによる困難を抱える外国人世帯への支援も、コロナ禍を通じて顕在化したところでございます。

14 枚目になります。今後も行政では対応できないきめ細かい支援を、専門性やノウハウを生かして、引き続き取り組んでもらうとともに、外国人と日本人とが共に地域で活躍できるよう、サポート役としての役割も期待するところでございます。

次に、都民に対して期待する役割ということで現行指針においては、2020 大会開催都市の住民として、国籍・民族・宗教の違いによる多様性を受け入れる意識を持つこと、日本人と外国人とが共に活躍し、共に支え合うということを求めています。

その後、外国人も地域社会の一員として受入れ、祭りや防災訓練を一緒に行う町会・自治会は増えてきており、「やさしい日本語」の活用、また普及によって外国人をはじめ、子供、障害者、高齢者に寄り添う意識が地域にも浸透しております。

都民には、一人一人が多文化共生社会の参画者である自覚を持ってもらい、多様性を受け入れる意識が醸成されて、全ての都民が安心して暮らすための地域づくりに参加・貢献していただきたいというふうに考えてございます。こちら 16 枚目のスライドで整理してございます。

次に、企業の役割ということなのですが、企業につきましても、外国人を日本人と同様に、企業活動を支える重要な人材と捉え、外国人の採用育成に努めていただくとともに、外国人の文化や習慣を尊重して、企業への適応を促し、その能力を発揮できる環境整備に努めていただくこと。また、外国人の活躍推進の取組を社会に向けて広く発信し、行政や大学などと連携し、多様な社会づくりを進めていただくことが期待されております。

この間の状況変化として、国による外国人受入施策の方針転換に起因する外国人労働者数の増加、併せて外国人受入環境整備が進んできたことを背景に、企業には新たに職務または生活に必要な日本語学習機会の提供など、企業への適応を促進するための環境整備のほか、社会貢献活動としての人材活用や人材育成、さらにマーケティング等のノウハウを地域社会へ還元するといったようなことが期待されております。

こちらは 18 枚目のスライドで整理をさせていただいているところです。

次に、大学などの教育研究機関についてです。こちら、19枚目を御覧ください。

大学等の教育研究機関につきましては、外国人留学生の受入れ促進や留学生に対する教育研究や生活に対する適切なサポートの充実、また、卒業後の東京における就業支援、さらに地域や企業との連携により、多文化共生を推進する人材の育成に努めることも期待されていると現行指針のほうにはうたっております。

留学生が増加傾向となる中、留学生が高度な技能等を身につけ、日本国内での定着・活躍ができるよう支援することや、グローバル化を醸成する環境づくりに取り組む大学の中には、学生や教職員に対して多様性の意識を高め、多文化共生の関心及び理解を促す取組も見られております。教育研究の国際通用性・国際競争力強化のためにも、大学等の教育機関には引き続きこのような取組が期待されております。

こちらは20枚目のスライドで整理をさせていただきます。

そして最後に、小学校・中学校・高等学校についてです。これらの教育機関につきましては、日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して、将来の東京の発展を支える人材として、言語と学習指導の両方において適切なサポートを充実していくことや、オリンピック・パラリンピック教育を通じた共生意識の醸成、またグローバル人材を育成するといったことも期待されてきております。

今や、日本語指導が必要な児童・生徒は全国で7万人にまで増加し、不就学の可能性がある外国ルーツの子供も増加傾向にあると言われております。

この間、都においては、都立学校における在京枠設置校の増設、スクールソーシャルワーカーや日本語指導コーディネーターの設置による校内の日本語指導体制の強化、さらに、子供政策連携室の設置により、庁内関係各局が連携して、日本語を母語としない子供支援に取り組んできております。

国においても日本語教育推進法の制定をはじめ、こども基本法の施行など、法整備を進めてきたところでございます。今後も引き続き、外国人児童・生徒などの就学機会の確保を保障することをはじめ、日本語教育や学習指導面における適切な支援体制の整備など、学校に期待する役割はとて大きなものがあります。

以上で説明は終了いたします。

続けて、参考資料についての説明になります。

○事務局（田村）では、議論の参考になります参考資料の御説明を簡単にさせていただきます。

こちらは毎回つけさせていただいておりますけれども、都内在住外国人の人口の推移でございます。令和6年1月1日現在の数値でございますが、新型コロナウイルスの流行に伴い、令和3年、令和4年に減少していた人口が令和6年に約65万人と増加しております。

続けて、都内総人口における在住外国人の割合の推移でございます。下のオレンジ色が都内全体の割合、4.7%となっておりますけれども、東京23区の在住外国人の割合は5.6%となっており、都内全域よりも1%ほど高く、区部に多く在住している傾向がございます。

こちらが都内総人口に対する在住外国人人口と日本人人口の対前年増減の推移でございます。平成17年から令和2年までの都内総人口における対前年増減数と外国人人口の増加には、直接的な因果関係が見られないところではございますけれども、一方コロナ禍以降の入国規制緩和後は、都内総人口における対前年増減数に外国人人口の増加が大きな影響を及ぼしてございます。

灰色の棒グラフが外国人人口の増でして、青色の棒グラフが日本人人口の増というところになっております。特に令和6年1月1日現在においては、人口増の7万人増のうち、6万6,000人が外国人人口の増でございました。

それから、次の図が東京都の総人口と外国人人口でございます。こちらは、東京都が発表しております「未来の東京」戦略の附属資料からの転用でございます。現在の人口と外国人人口の推移を見せているところでございます。

次に、都内の在留資格別の推移でございます。東京都の外国人の在留資格の内訳は、定住者や永住者が多いというところは皆さん御存じかと思っておりますけれども、近年は在留資格別に見ると、技術・人文知識・国際業務ですとか、留学などを中心に増加傾向となっております。

続きまして、東京の将来人口推計でございます。東京都の総人口の推計です。

2020年の国勢調査によると東京の人口は1,405万人で、全国の11.1%の人口を占めてございます。

今後もしばらく人口増加は続くと思われておりますけれども、2030年以降をピークに減少に転じて2060年には約1割減少するという推計がございます。

一方、こちらもいつも見せているところではございますけれども、外国人の推計につきましては増加の傾向で、こちらは国の調査でございます。先ほど事務局からも御説明させていただきましたけれども、2020年の2.2%から、2070年には国内における在住外国人の割合が10.8%に拡大すると言われております。

ちなみに、2023年12月末現在の在留外国人の実数としては約341万人でございまして、2023年の推計時の336万人を約5万人も超えている数字で実績が上回っているというところでございます。

続きまして、東京都多文化共生推進指針策定後の国の外国人施策についてまとめさせていただきました。指針策定以降、入管法の改正ですとか、日本語教育法の推進ですとか、そういった国の外国人施策も大きく転換しておりますので、その辺りを時系列で書かせていただいております。

最後が、こちらは本当に参考資料というところになりますけれども、現在の東京都多文化共生推進指針の基本目標と施策目標の体系図でございまして。議論の参考資料としていただきたいと思っております。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から多文化共生社会を実現するために必要な各主体の役割についての説明がありました。

現在の多文化共生推進指針、これは2016年2月なので、もう8年以上前になるのですが、そちらに記載されている役割、それから指針策定以降、これまでの状況変化を振り返った上で、今後さらに東京都の多文化共生社会実現のために必要な取組、各主体の役割分担が示されているかと思えます。

今、14時30分なので、結構まとまった時間があると思うので順番に議論をしていきたいと思えます。

各主体の役割分担を示すというのは新たな指針のすごく重要な部分になるので、しっかり議論ができればと思えます。

最初に、参考資料でデータの説明がありましたけれど、こちらに関して何かお聞きになりたい点はございますか。もしあれば最初に出してもらおうと思うのですが、いろいろ興味深いデータが載っていたと思うのですが、何か皆様から御質問ありますか。

4ページの日本人人口と外国人人口の増減のグラフで見ると、令和5年、令和6年に関しては、日本人はほとんど増えていないというか、5年は減っていて、一方で外国人は大きく増えているということですね。そうすると、よく東京の独り勝ちとか一極集中というふうに言われてはいますけれども、ここ一、二年に関して言えば、日本人が集まってきているというよりは、外国人が増えているという、そういう統計になるわけですね。

何か皆さんからデータに関してお聞きになりたい点はありませんか、よろしいですか。

○エンピ委員 まだ、恐らくデータは出ていないと思うのですけれども、今、地方よりも東京はすごく増えていて、その対策をしないといけない、国もいろいろなところで議論をしていると思うのですね。

やはり、2070年までに10%……。

○山脇委員長 外国人の割合ですね。

○エンピ委員 外国人の割合がこのペースで増えてしまうと、多分、結構前に10%になってしまうのではないかなというところかなと思うのですけれども。

○山脇委員長 日本全体で10.8%ということは、東京に関してはもっと早いということですね。

○エンピ委員 そうですね。東京としては、逆にそういった日本人と外国人のバランスを取らないといけない時期がやってくるのではないかなと思っていて、その辺りの何か戦略も東京都として考えないといけないのかなというのが、このグラフで私は感じたのですけれども、その辺りで東京都として、もちろん増えていく分には、人口が減っていくよりはいいと思うのですけれども、その対策というのは今のところ何も考えていないのか、考え始めているのかとか、その辺りで何かありますか。

○事務局（中尾課長） まず一つ、在住外国人がどうしてここまで増えているのかという、まずその分析が必要だということですね。今後どういような、例えば在留資格の外国人が増えていくのか、その辺りの見通しをきちんと持った上で、ただ、入国管理の話になると、それは国策、国の施策になります。我々がしっかり取り組まなければならないのは、来た人たちをどうやって地域の社会の共生の中に参画してもらうかということなので、まさにその議論がここの推進委員会の中で皆さんからいただく議論かなと考えております。

○エンピ委員 分かりました。ありがとうございます。

○山脇委員長 今、在留資格のお話が出たのですけれども、これは6ページに在留資格別の内訳が出ていますよね。そうすると、膨らんできているのは、永住者、それから永住者の上は、これは配偶者と家族滞在ですかね。

○事務局（中尾課長） はい、そうです。

○山脇委員長 それから、緑は10.6%、これは技術・人文知識・国際業務の外国人、それから、留学ですよ。留学生が、近年でも大きく伸びているという傾向はあるのかなと思います。

よろしいですか。どうぞ。

○榎木委員 家族滞在の在留資格で、特にゼロ歳から18歳までの子供たちが家族滞在中に在留していることが非常に多いのですが、法務省で出されているデータで、昨年12月に出されていた1年ごとの統計で見ると、東京都は、家族滞在の約45%がゼロ歳から18歳未満の子どもたちです。

○山脇委員長 家族滞在の45%。

○榎木委員 そうですね。ちょっと自分のほうで関わりがあるので。

○山脇委員長 子供ということですよ。18歳以下。

○榎木委員 一応18歳未満を子供というときに、相当数の年齢の人たちが家族滞在という在留資格で東京に在留しているという状況です。その中で18歳を超えてから東京でさらに社会人として住み続けるときに、家族滞在の在留資格は、制約がありますので、その課題は大きいと思いました。

ですから、ここで言う家族滞在の方たちの年齢とかも含めて調査をしていただくことも必要と思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

あと、ほかに御意見や御質問ございますか。

よろしいですか。では、どうぞ。

○矢崎委員 さぼうと21の矢崎です。

いつも多分この在留資格の話が出るたびに、併せて多分、帰化をした方とか、外国につながるけれども、日本国籍を持っている方ということですね。その数字がやはり出てきにくいと思うのですが、抱えている困難には共通するものも多いのかなと思っています。何かそういう数字を調べるなどということはできるのでしょうか。

○山脇委員長 国籍だけ見ていると、逃してしまう。そういうデータというか、実態があるのではないかということですね。

法務省で帰化の申請者と、許可された人のデータは毎年発表していると思います。あのデータが自治体別に出されているのかは、ちょっと確かでないのですが、もしお分かりになれば、また後日でもいいので、お調べいただくとありがたいかなと思います。

○矢崎委員 ありがとうございます。

全体の数字がもうすこし大きいのかなというイメージです。

○山脇委員長 そうですね、そこまで含めるとそうなるでしょうね。

○矢崎委員 やはり、ダブルで、父親が日本国籍のケースが多いのでしょうかね。

○山脇委員長 国際結婚のケースもあるということですね。

○矢崎委員 日本国籍にというケースもあるのかなと思っています。

○山脇委員長 ありがとうございます。

では、ここから、いよいよ役割分担の議論に入っていきたいと思います。

どうぞ。

○事務局（田村） 今、河村委員が入られましたので御報告いたします。

○山脇委員長 そうですか、分かりました。

では、ここから資料3でお示しいただいた役割分担の議論に入っていきたいと思います。

今日は 62 人の傍聴者の方がいらして、この中に国の関係の方もいらっしゃるのですか。自治体の方が多くですか。国にお知らせはしているのですか。

○事務局（田村） はい。ですが、今日は、国の方は傍聴していらっしゃらないです。

○山脇委員長 そうですか。本当は、国の方にも聞いていただければと思います。自治体から見た国の役割というのも大事な観点だと思うので、前回の指針にも、今、資料にお示しいただいたように言及はあるのですけども、今回さらに新たな状況変化を踏まえての国の役割が示されています。

まずは国の、ページでいくと7ページですね。現行指針上の役割と状況変化、それを踏まえて新たな国の役割ということが示されていますけれども、この点に関して、御意見のある方いらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○エンピ委員 エンピです。よろしくをお願いします。

まず、国というところですけども、近年、外国人の在留資格も増え、外国人もすごく増えているというところがございますが、まとめのところ外国人材の適切な管理ということが入っていると思うのですが、私たちから今、見ていると、本当に管理がきちんとできているのかなというところ、すごく疑問を持っています。今までで外国人 100 万人とか本当に増えても 200 万人というところが、今もう 350 万人、帰化された方も入れると、もっともつといると思うのです。では、この数字が 2030 年、40 年で 500 万人、1,000 万人と増えていく中で、同じようなシステムで管理して、解決できるのかなと。

まず、そもそも多分日本に来たときに、空港で並ぶところから始まると思うのですね。最初に来た方は結構、空港で1時間待たされる。1回来てしまえばそんなに待たされないと思うのですけれど、そういったこともあつたりしますし、来た後に、必ずどの方がどういった

仕事を、日本ではこの在留資格だったらこの仕事以外はしては駄目ということもあったりするのですけれど、そういったことを国がきちんと管理できているのかなど。

多分、実質できてないかなど、本人からの申請以外では分からないところもあると思います。外国人が増えるのはすごくいいと思うのですがすけれども、その管理をしっかりしていかないと後々、逃亡者を増やしたりとか、犯罪が増えたりとか、そういったところ、本当に今までのすごくいい日本が崩れてほしくはないなというところでありますので、その管理だけは今の現システムでは補えないのではないかなというところは意見としてあります。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○安井委員 セブンイレブンの安井です。

私、すこし、この資料がうまく理解できないのですが、今やっていることは、現行の指針があって、状況の変化があって、それに応じてどう指針を変えますかという議論をしているわけですね。

その前段でいろいろな意見は自由に話させてもらっていましたが、今のこのフェーズは元の指針、状況変化、それに応じてどう変えるのかという議論をしましょうという中で、ここでまず現行指針があって状況変化があって、その次のページにこれが新しいものなのですけれど、まずこの書き方に変えるのか。文体が大分違いますよね。要するに、箇条書になっている。こうするという意味なのか、そうするとどう変えたのかよく分からないのですね。

それで、例えば国の役割だと最初に高度人材、留学生の受入れの促進という言葉があるのですけれども、それはなくすのか、なくさないのかというのが分からないし、出入国管理的確な対応、ここで出入国管理という項目になっているけれども、関係省庁の緊密な連携というのがあって、一番下の状況変化で、基本体制が整っていないということに対して、基本的な体制づくりの整備と言っているわけです。

財政支援等をはじめとする地域における多文化共生推進への積極的な支援、財政支援をしろというようなことを言っているわけですね。

だから、そこがどういう変化があったから財政支援が必要なのか。要するに国が今までやってきたことを地方公共団体が受け取りますよと、だから財政をとというふうな説明であれば分かるのだけれども、例えば日本語教育は地方公共団体がやります。だから、日本語教育に関する予算をちょうだいねということをお願いしたいのか、その辺りの関連がよく分からな

いのですよ。

○山脇委員長 現行指針上の役割は最初のページに書いてあって、次のページに書いてるのは箇条書になっているので、今の指針だとこういうことが書いてある、新しい指針ではこういうことを書くという比較がしにくいということでしょうか。

○安井委員 そういうことです。

だから何を議論したらいいのか分からない。今日は今の指針に対してこういう状況変化があるからこういうことを新たに追加しないといけないですね、あるいは、これは削除していいですねというようなことの議論をするのであれば、まだ分かるのです。そういうふうに整理しないとよく分からないのですけれども。

○山脇委員長 多分、この三つは、新たな観点として加えたいということだと私は理解したのですけれども、事務局どうですか。

○事務局（中尾課長） 事務局といたしましては、それぞれの主体の役割分担を整理する中で、今、申したとおり、現行でどういうふうな役割をうたっているのか、それにおいてこの8年間の状況変化、また、今後の想定されるような状況なども踏まえた上で、今後どのような役割を担っていく必要があるのか、担ってもらいたいのかというところのエッセンスを、ビフォーアフターのアフターという形でエッセンスを抜き出したということです。

このエッセンスの中には、既に現行指針の中でもおおよそこういう意味合いをうたっているというものもあります。

我々が今後、このエッセンスを委員の皆様からいろいろ御意見をいただき肉づけして、そして指針の中に落とし込む必要があるというふうに考えております。

ここで全て書き込んでしまうと、それはもうある意味、事務局のコンプリートした意見になってしまうのか、なかなか議論が生まれる余地はないのかなというような懸念もありましたので、あくまでもこの今後、指針に反映すべきそれぞれの役割についてはエッセンスという形で捉えていただきまして、そこに対して委員の皆様から多角的な意見をいただきたいというふうに考えております。

○安井委員 できたものをチェックということではなくて、これからどう書くかということとを協議してくださいと、そういうことですね。

○事務局（中尾課長） はい、お願いいたします。

○山脇委員長 多分、書き上がっていくのは、第3回、第4回の会議になるのだと思います。今日はポイントを整理して、素案というか、こういうポイントが大事ではないかという事務

局案なので、それを我々がいろいろ増やしたり減らしたり、あるいはほかの観点を入れたり  
ということの作業を今日するといいいのかなと思います。

○安井委員　そういう意味でいうと、例えば入管法が改正されました、外国人が大分増えて  
きますよ、だけど、部門間を統合的に見るセクションがないですよということが言いたいと  
いうことであれば、法整備、例えばよく言われている外国人法をつくろう、外国人庁をつく  
ろうということを言いましょうというような、こういうことをこの場では言えればいいとい  
う、そういう意味ですか。

○事務局（中尾課長）　そうですね、それが二つ目の、それが多文化共生の推進をより進め  
ていく、特にその地域がより進めていけるように、国がしっかりバックアップをしてもら  
いたい。

今は法体系など様々な体制が不十分というか整備されていない中で、そこをきちんと国  
には求めていきたいというのが我々の事務局として、ここにうたった、ある意味、素案的な  
ものなのですよ。

ただ、それにおいてももう少しこういう言いぶりのほうが今後の社会にフィットするの  
ではないかとか、その辺りの御意見をいただきながら、この役割を肉づけしていきたいとい  
う、そういう考えです。

○安井委員　そういう意味で言うと、一つ大きな課題として、外国人材の受入れというのは  
多文化共生がどの程度進んでいるかによって制約されてくるということで、地域ごとに多  
文化共生の進み方が違うということであれば、入管上の外国人の受入れというのはある程  
度、地方自治体に権限を持たせるべきではないかという議論もあるわけですね。

在留資格についても、地方自治体にある程度、権限を持たせるというような、そういうよ  
うな方針、方向性を持たせるのかどうかというのが一つ大きなポイントかなというふうに  
思います。

○山脇委員長　今の御意見は、自治体により大きな裁量を認めて取り組んでもらう、そう  
いうシステムがいいのではないかということでしょうか。

○安井委員　カナダなどは自治体というか地域が、そういう権限を持っているので、地域に  
よって入管政策が多少違ってくるとか、受入れ数も地域によって事情が違うので、多文化共  
生の進み具合だとか、そういうものも違うので、地域にそういう権限を持たせる。

○山脇委員長　日本でも一部特区みたいな形で、在留資格を緩和するとか、そういう例はあ  
りますよね。

ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。

法整備や財政支援は、近年、外国人集住都市会議や指定都市市長会といったところからも国に対して要望というか提言が出ていますので、東京都としても声を上げることで、かなり大きな影響力を発揮できるのではないかなと私は期待しております。

もしよろしければ、どうぞ。

○事務局（田村） 事務局です。グエンさんから今……。

○山脇委員長 手が挙がっています。ごめんなさい、気がつきませんでした。

お願いします。

○タイン委員 ベトナム出身のタインと申します。

ちょっと国の役割に関する部分について、意見させてください。

今、外国人がどんどん増えている状況の中で、特に留学生も 34 万人になっていて技能実習生ももう 40 万人になっている。それから、また特定技能の施策は 2019 年 7 月で 34 万 5,000 人とか、5 年間で受け入れると。また、新たに 2027 年には技能実習制度から育成就労制度に切り替えるという、これは本当にすごく変わっている、例えば 1993 年の技能実習制度は昨年ちょうど 30 年で、この間たくさん受け入れました。そしてまた変えると。

僕も日本に来たのは 2008 年。ちょうど留学生 20 万人へ向けた施策があって、2020 年度には達成して、今こういう状況になりますが、言いたいこととしては、もう在留資格はたくさんあります。特定技能も 46 号とかもありまして、特定活動だけでももうたくさんありまして、これは日本人でも理解が困難になっているのに、外国人にとっては本当に、あまり言いたくないですけども、何でこんなに複雑になっているのか。

最近、永住権取消しということも国から出されて、永住権はこれまで何十年も日本に住んでいて、生活も安定している人が 100 万人ぐらいおりまして、特に特別永住権、韓国の方とか中国の方も含めて、これから何かしら取消しされるという話になっている。

これは、国の役割は、公正に在留資格に関してはきちんと現場というか外国人の声を確認した上で、施策をするべきではないかなとすごく思っています。

安定して日本で生活するためには、やはり一番今、外国人が頭を抱えているのは在留資格です。もうたくさんあります。どうなるか分からない、出入国在留管理庁に行くと、もう道まで人が並んでいる。1 年間に最低 1 回とかいかなければならない。お金も発生するし、日本に来て働いているけれど、その手間をどうにか省けないのか。もちろん出入国在留管理庁もすごく忙しい、すぐには対応できないのですけれど、これから外国人を増やしたいのに、

現状は確かに、すごく大変です。特定技能に関しても……

○山脇委員長 すみません。まだ先が長いので、まとめていただけるとありがたいです。

○タイン委員 なので、言いたいこととしては、その法整備に関するところを、外国人にも確認というか、意見も聞いていただいて、もっとスムーズに法整備に関する施策を整理できたらと思います。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。

現状の在留資格をもっと外国人にとって使いやすいとか分かりやすい、あるいは整理する、そういったことを外国人住民の声も聞いて考えてほしいということでしょうか。

○タイン委員 はい、ありがとうございます。

○山脇委員長 ありがとうございます。

では、続けて都と区市町村に行きますかね。都と区市町村、ここはある意味一番、都の指針の中でも中核的な部分と思うのですが、事務局の案に関しまして、皆様から積極的に御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

皆さんが考えている間に私から質問なのですが、一つの状況変化として国際交流委員会からつながり創生財団に代わったという御説明があったのですが、委員会から財団への変化というのは、人手や予算が増えたという意味での量的な変化と理解しているのか、あるいは質的な意味でも変化が起きていると理解したらいいのか、その辺りの補足をしていただいてもよろしいでしょうか。

○つながり創生財団(梅田課長) つながり創生財団です。補足で説明させていただきます。

委員会の時代と比べますと、量的にも質的にも、両方の意味で随分と充実しているかなと自負しております。

まず、事業としましては、委員会の時代には相談というのは東京都だけでやっておりまして、委員会としてはやっていなかったのですが、相談事業も始めましたし、それから地域日本語教育も始めましたので、外国人が住む中で、特に相談、それから日本語、ネットワークというのが大きな問題かと思いますが、そのうちで委員会のときから進んでやっておりましたネットワークと情報発信に加えて、地域日本語、それから、相談を充実させたということがあるかと思えます。

特に相談につきましては、区市町村さんの相談を支援するという立場にも立って、直接、外国人の方の相談に乗るということだけでなく、中間支援として区市町村あるいはNPO

の外国人支援団体を支援するという立場におきましても、例えば研修会を一緒にやったりですとか、区市町村あるいは協会の方々にシステムを提供したりということで、中間支援団体としても事業を充実させているところでございます。

それから、財団としましてはここに共助社会づくりということも書いてありますけれど、共助推進課もありますので、これはまさに任意団体のときにはなかった役割で、共助推進課を持って町会・自治会に積極的に関わっておりますので、その辺りとの連携を含めて、例えば町会での外国人向けの防災訓練をやさしい日本語でサポートする、というようなこともやっております。事業としても内容としても、それからネットワーク、支援団体としても、人員、それと事業内容というふうに、充実しているかと思っております。もちろん、まだまだ足りない部分はあるかと思いますので、その辺りが今回、提示されております地域の実情や課題を把握した上で事業を進めたいという意味で、この項目の三つに入っている調査研究を通じた課題の抽出分析ということが、さらにまだ足りない部分と思っております。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。

○事務局（中尾課長） 申し訳ございません。事務局です。まさに今御説明いただいた相談機能の強化というようなところで、今、委員の皆様のお手元に、財団の、こちら「外国人のための電話相談」ということで、多言語相談ナビですかね。

○つながり創生財団（梅田課長） ありがとうございます。

○事務局（中尾課長） こちら、どうぞ御紹介いただければと思います。

○つながり創生財団（梅田課長） 財団の外国人電話相談につきましては、6月の中旬からフリーダイヤル化させていただきました。これによりまして、電話料金を気にしないで相談していただける。また、来日してきてすぐ、まだ携帯電話を持っていないような方でも公衆電話からかけていただくということで、より一層利用していただきたいと思っております。PRのほうも御協力よろしく申し上げます。

○山脇委員長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○安井委員 一つは質問なのですが、これは都と東京都国際交流委員会と二つ、現行はなっていて、これがつながり創生財団になってくると思うのですが、これは仕分けになっているのかなのですけれども、例えば、現行では専門人材育成は都になっていますね。下の状況変化では、つながり創生財団のところで、専門人材の育成というのをやっています

と出ているので、これは都から財団のほうにその機能を移すという意味なのか、都としてこれをやります、その機能として、下に財団が入るのですという意味なのか、どちらなのかをちょっと教えてください。

○事務局（中尾課長） 専門人材の育成につきましては、やはり広域自治体である東京都、また中間支援団体である財団の役割だというふうに考えてございます。それで、現行指針においては、こちら東京都のほうにその人材育成の役割というようなところが書かれてあったということなのですけれども、状況変化、特につながり創生財団ができ、外国人支援、専門人材の育成というようなところにおいては、やはり各支援団体に一番身近な財団だからこそ、やはりその辺りも取り組むべきというような状況なども生まれてくるかと思っております。

ただ、では東京都が、人材育成から手を離していいというわけではなく、あくまでも東京都と財団が、やはり専門家などの知見をいただきながら、ここの専門人材の育成を都全域で広げていく、そういうことを考えまして、こちら10枚目のスライドのほうに反映できたらというふうに考えてございます。

○安井委員 一緒にやっていくということですね。

○事務局（中尾課長） そうです。

○安井委員 もう一つは提案なのですけれども、最後にこの外国人のニーズなどを収集し、というふうにあるのですが、この場で私がずっと言ってきたコミュニティーの研究というふうに、これはコミュニティーでニーズを聞くという意味ではなくて、コミュニティー自体の研究をしたほうがいいのではないのでしょうかということを書いてきました。先日、JICA横浜の移住民の資料館へ行ってきて、非常によかったと思うのは、海外に行った日本人のコミュニティーが、どういうふうに形成されて、どういうふうに変化していった、どういうふうに関わり合いを持つようになったのか、というような変化を研究されているのです。社会分断を生まないためには、そういうコミュニティーがどういうふうにあるべきなのか、どういうふうにしていった、どういうふうにつき合っていくべきなのか、というようなことの研究が、クルドの問題などもそうですけれども、非常に重要なのではないかと思いますので、こういった研究を東京都としてやっていくというようなことをぜひ盛り込んでいただければと思っています。

○山脇委員長 今回の案の中だと、先ほど紹介のあった財団のところに調査研究というのは入っているのですけれども、今お話しした点は、もっと積極的にという御意見ですか。

○安井委員 もう少し具体的に書いたほうがいいのではないかなと思います。

○山脇委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかの方いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○エンピ委員 エンピです。よろしくお願いします。

こちらの都の役割のところでも最初に書いていることについて、もうちょっと考えてほしいなというところでもございまして、恐らくそれぞれ区市町村が困っている課題というのはいっぱいあると思うのです。では、それを都に相談できるということを、それぞれの区市町村が、ほぼほぼ知らないのではないかなと思います。

これ（指針）をつくったら、それをそれぞれに周知活動をする。どこの部署に相談すればいいのかというのは、なかなか分からないというところで、実はある区とちょうど2年ぐらい前から私、福祉人材、その区に入れていこうという……。

○山脇委員長 外国人の。

○エンピ委員 外国人材を、日本人材はいないので、でも……。

○山脇委員長 介護の……。

○エンピ委員 介護の人材ですね。いないので、でも外国人を入れるときに、本当にその区で、日本語から、生活から、住まいから、全てつくっていかないといけないのです。

ある程度お金もかかるというところでもございまして、なかなか財政は、国や都から支援がないかというところで、でも相談する窓口がないよねというふうな感じでよく言われていたのですね。こういった指針をもし今回つくるとしたら、きちんとした周知活動は必要かなというところでもございまして、逆に、本当にどこまでは都が支援できるのか、どこができていいのかというのは、はっきりしたほうがいいと思います。

財政のことも書いてあったと思うのですけれども、財政面でどこまで支援できるのか、専門人材の育成だったらどこまでできるのかとか、そういった具体的な提示もある程度必要ではないかなと思います。そうしないと、なかなか区市町村から相談しづらいのではないかなと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。今、区市町村の話が出ましたけれども、ほかの委員は、都あるいは財団の役割に関してはいかがですか。

○中野目委員 すみません。ちょっと話が先に行ってしまうかもしれませんが、私ども八王子の場合は、八王子国際協会が大変大きな役割を果たしてくださっております、この位置

づけでいくと、恐らくこの国際交流協会のところに入ってくる。ちょっと先になるので……。

○山脇委員長 後で出てきますね。

○中野目委員 ちょっとこの表現を、八王子国際協会にやっただけの実態と合わせると、非常に淡泊な表現だなというふうに思っています……。

○山脇委員長 どの表現ですか。

○中野目委員 この「都や区市町村、都つながり創生財団と連携し、各地域の課題やニーズに応じた多文化共生の取組を推進」という1項目だけになってしまっています。

実態としては、私ども八王子の八王子国際協会は、ちょっと大きさに言うと、つながり創生財団さんが果たしてくださっているような中間支援団体としての役割も果たしていただいていますし、また、その先に行くNPOとして、実際の支援のほうにも具体的に取り組んでいただいています。八王子が特殊なのか、ほかの区市町村の国際交流協会さんのほうは、やはり交流だけに特化してしまっていて、あまりそこまで踏み込めていないのか。この表現を読んでいて、そういうふうに感じたところがありました。

○山脇委員長 なるほど。そうするとその辺りは薦田委員が一番関係してきますか。

○薦田委員 武蔵野市国際交流協会の薦田と申します。ちょっと先になるのですが、区市町村で……。

○山脇委員長 では、区市町村、国際交流協会も含めて、考えていきましょう。どうぞ。

○薦田委員 この現行指針上の役割と、新たに状況が変わったのに求められている役割がほとんど同じということで、同じでよいのかというところが一つあるということと……。

○山脇委員長 現状とこの新しいところと、書きぶりがほとんど変わっていないということですか。

○薦田委員 ほとんど変わらないので、現状でよいのかというところです。

あるいは、現状ができていないから、そこを新たにまた、目標に設定するしかないのかというところもあるのかなと思うのですが、ただ、実際に今、地域日本語教育の体制づくり等で区市町村の方たちが随分力を入れて頑張っている様子もありますので、少しずつは進んでいるのかなというところで、もう少し踏み込んで、書いてもいいのかなと思います。

また、今、中野目委員がおっしゃったように、国際交流協会の役割というところが本当にあっさりしているのが気になります。実質的に外国人市民と直接交流や支援をしているというのは、国際交流協会がある地域では、国際交流協会がメインにやっているところが多い

と思います。ですので、余計に区市町村には、最も重要な主体としてリーダーシップを発揮していただきたいなという気持ちもあります。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。今、協会のところで、2016年とほとんど変わっていない書きぶりで、ちょっと中身が薄いのではないかというコメントもあったのですけれども、その辺り事務局としてはいかがですか。

○事務局（田村） 補足させていただきます。課題感が変わらないのではないかというところ、おっしゃるとおりかと思います。課題感が変わらないところがもちろんありまして、引き続きのメッセージということで書かせていただいたというところがございます。

また、地域によって取組状況が様々であることで、なかなか一律に表現をすることが難しかったというところがございました。逆に今、事務局からの御質問で大変恐縮なのですが、この辺り、今の薦田委員のような御意見を書いたときに、区市町村として八王子市さんといったような行政の方たちのお受け止めというのは、どのようなお受け止めがあるのかなというところも聞かせていただきたいなと思っております。

○中野目委員 八王子市の中野目です。お世話になっております。

ほかの区市町村の流れがどうなっているか分からないのですが、ほかの御意見をいただいている中で、区市町村ができるだけ直接、いわゆる支援団体とつながったほうが良いという御意見があったと思うのですが、実際、区市町村が直接団体に関わって……。

○山脇委員長 地域の団体……。

○中野目委員 地域の支援していただいている団体と関わっていくというのは、実は結構大変なところがありまして、敷居が高い。向こうから見て、区市町村の敷居が高く見えるのか、なかなか入っていこうとしても、きっかけがつかめないとか、非常にそこは難しいところがあるのだと思います。そういう点では、八王子の場合は、八王子国際協会さんに1回、中間支援団体として、各支援団体やボランティアグループ、場合によっては教育機関であるとか、いろいろな各主体とつながっていただいて、そこで1回整理されて、私ども八王子市とつながっていただくという関係性がありますので、その点は非常に助かっています。そういう意味では、もう少し国際交流協会さんに役割を果たしていただくという形を取ることで、よりスムーズに区市町村と各ボランティア団体や支援団体とつながっていくのではないかなというふうに感じているところです。

○山脇委員長 ありがとうございます。何かありますか。

○薦田委員 武蔵野市国際交流協会の薦田です。今おっしゃったように、区市町村が直接、支援団体だったり、個人とつながるといことは、本当に非常に難しいと私も感じております。一方、国際交流協会というところは、本当に外国人の住民をターゲットに支援をしたりだとか、交流をしたりということが出来る。それで公平性云々ということにはならない団体なので、そこの辺りは非常にやりやすいかなと思っております。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。ちなみに、都内区市町村の何割ぐらいが国際交流協会を置いていますか。

○事務局（田村） 62 区市町村のうちの 22 か所に国際交流協会が置かれています。

○山脇委員長 62 のうちの 22、3 分の 1 ということでですね。ありがとうございます。

どうぞ。

○エンピ委員 私も実は、八王子国際協会にいたので……。

○山脇委員長 いた。今はいない。

○エンピ委員 今はもう、八王子から移ってしまったので、入っていないのですが、本当に八王子国際協会はすごくしっかりしていたのかなというところがございます。その中で一番すごいなと思ったのは、それぞれのボランティアグループが国際の場面、それぞれの国だとか、自分たちが支援していることを披露する場を年に一度、八王子フェスティバル、国際フェスティバルというところでやるような場もつくっているのですよね。

本当にこういったものというのは、私から見れば、日本全国、それぞれの区市町村でやるべきではないかなと、今 3 分の 1 ぐらいという話もあったかと思うのですが、逆に、東京都としても、こういったものはつくってもら。その先に、ボランティア団体、NPO 法人があったほうが逆に、情報が流れやすいのかなというのは、自分も八王子国際協会にいたからこそ言えるかなと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。この委員会には、市民団体で活動している委員の皆さん、お二人ですかね。栢木さんと、矢崎さんがいらっしゃるのですが、そちらから見ると、国際交流協会の役割というのは、どんなふうに御覧になっているのでしょうか。よろしければいかがでしょうか。

○栢木委員 多文化共生センター東京の栢木と申します。当団体が活動している場所が荒川区と杉並区なのですが、どちらも国際交流協会というか、名称は少し違いますがあります。NPO と結びついてというところでは、独自にやっている部分もあります。もう少し連携が

必要なかとは思いますが。

○山脇委員長 現状では、あまり連携はないということですか。

○栢木委員 お願いをしたりとか、そういう取組はありますけれども、自分がやっているところで精いっぱいということもあり、広報をしていただいたりとかというつながり方です。

○山脇委員長 なるほど。ありがとうございます。

よろしければ。

○矢崎委員 さぼうと 21 の矢崎です。いつも考えていることなのですが、国際交流協会はあるけれども、そこが全てのようにっていくということが逆に、外国人の方々が一都民として活躍する機会を奪う場合もあるのかなと思うことがあります。

○山脇委員長 それは、例えば、どんな状況だとかありますか。

○矢崎委員 例えば、防災のことを多くの都民というよりも、多分それは〇〇区という単位でいいと思うのですが、この区に住んでいる方々に、より防災のこと、つまりは何か危険な状況が起こったときに、そこにいる区の方々全てを、区が守ってくれるというような、そういう状況をつくらなければいけないというふうに思ったときに、国際交流協会は、外国の方々につながりやすい場だとは思いますが、防災のことはやはり、区の防災課の方が、全ての都民の方々を見ているという姿勢がなくなってしまって、全部外国人のことは国際交流協会だよというふうに終わってしまうと、全体的には、何か都民として受け入れられていないのかなと、都民というか区民というか。

何か外国人と一般日本人区民みたいなふうに、いつも全部お世話は国際交流協会がやっていますというふうになっていかない国際交流協会のあり方とか、区のあり方が問われるべきではないかなというのが、常々ちょっと思っているところです。

何がどうというのではないのですが、やはりいつも旗を上げているところは必要なので、外国の方がいきなり防災課に連絡はできないかもしれない。なので、そのときに国際交流協会というところを入り口として、一つ、つながりのきっかけがあるというのは、とてもよいことだと思うのですが、そこで完結させる話ではないような気がするのです。区の、やっていくべきことというのは、何か、その辺りが……。

○山脇委員長 つまり、行政が、もう外国人のことは全部国際交流協会にお任せしましょうということで、そうするとある意味、分断してしまう……。

○矢崎委員 うちも難民の関係のことをやっているのですが、ウクライナの方々がいらっしゃったときに、私自身がセミナーとかを実施したときに、区役所とか市役所の方々のほうが、

やはり地域の方とはつながっているかなという印象を持ったのですよね。国際交流協会の方は、外国人の方とはつながっているけれど、その辺りにいる……。

○山脇委員長 地域とはつながっていないかもしれない。

○矢崎委員 その辺りのというとな変なのですけれど、いろいろな方がいるではないですか。

○山脇委員長 地域社会に。

○矢崎委員 例えば、防災だったらこういう人たちが必要ですね、という人々がいて、結構防災課が動いているところは、危険な状況が起こったときに、区とか市の全域を守らなくてはいけないということで、すごくよく地域の方とつながっていらっしゃるのだと改めて思ったことがあって、そのときから、協会があることはとても有益なことだと思う一方で、何かそこと区がやるべきことの重なり具合というのが、すごく大事なのかなというふうに思っています。

すみません。ちょっと分かりにくいかもしれないのですが、でも、薦田委員がうなずいてくださっていたので、まとめてくださるかなと思っています。

○薦田委員 武蔵野市国際交流協会の薦田です。本当におっしゃるとおりで、私たちは外国人の方と直接やり取りをしていて、その専門性はあるかもしれないですけども、例えば、子育て、防災、それぞれの分野の、本当に最後の手を出せるというか、最後に助けられるというのは、都や区市町村の方たちだと思いますので、そこが一番役割を果たしていただきたい最も重要な主体であるという書きぶりが正しいと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

○栢木委員 よろしいですか。

○山脇委員長 では、どうぞ。短めにお願いします。

○栢木委員 つながり創生財団さんも都全体の国際交流協会さんをまとめていくような形であると思うのですが、この資料の最後のほうに、地域の支援団体がそれぞれの専門性を活かすという箇所が出てきます。最終的には、いろいろな相談で、最後に、あそこの支援団体に行きなさいという形で、回ってくるという状況です。

○山脇委員長 市民団体に……。

○栢木委員 相談なりが、最後に来ることがすごく多いですね。

多文化共生センター東京でやっていることは、外国にルーツを持つ子供たちの教育支援で、学ぶ場所などの情報提供や、最終的な受入れ場所です。相談者は、地域で支援をしているところなら、多文化に行きなさいと紹介をされましたという形で来ています。最後の受け

入れ先としては、やはりどこまでを一緒にやれて、協働していくのか、そのつながり方というのが、最も大きな課題と思っています。

○山脇委員長 ありがとうございます。

今の議論に関して、オンラインの方で御発言されたい方は、いらっしゃいませんか。進んでよろしいですか。

手が挙がりました。長谷部さんお願いします。

○長谷部委員 多分、時間が押していると思うので、短めに。今の議論なのですが、先ほど東京都の中で、各基礎自治体の中で、国際交流協会があるところとないところという話があって、あるところが22か所しかないとかという話だったと思うのですが、国際交流協会があるところは国際交流協会が最前線だったと思うし、民間団体しかないところは民間がやっていたというところで、都とそれぞれの地方自治体というか、基礎自治体によって誰が最前線で主体となってきたかというのは、多少ばらつきがあるのかなと思うのです。国際交流協会があるところはそこがやっていたと思うし、そうでないところは民間がやっていたということです。何度か私、ここで話したかもしれないですけども、いずれにしても、全ての主体が連携するという場がどうしても必要なのではないかと思います。

国際交流協会さんと民間団体さんが、両方ともそれぞれ、区市町村さんとなつたほうがいいと思うし、民間団体しかないところはハードルが高いかもしれないけれども、区市町村さんのほうが、民間団体とつながるべきだと思うのです。

いずれにしても、よくオール東京とかという言い方を思うのですけれども、そこで関わっている全ての主体が連携を取って、特に災害のこととかには対応するなり、でも災害のことだけではなくて外国人の支援に関しては全て、オール東京みたいな、例えば八王子市さんなら、オール八王子でやるみたいな、そういう場が必要なのかなと聞きながら思いましたというところが1点です。

あともう一つ、民間団体さんは、国際交流協会と何が一番違うかという、多分、いわゆる行政区に縛られていない部分もあると思うのです。例えば、近いところ言えば、葛飾区さんと足立区さんが両方接しているようなところで、外国人の方が必ずしも自分の居住地の国際交流協会に行くとは限らないというときに、民間団体が活躍していたという部分が多少あるかと思うので、逆にその行政区に縛られないノウハウとか、情報とかをお持ちだすというところはもしかすると、民間団体さんの強みだと思うので、そういう認識を持っていたくというのも一つ。

そうすると、逆に行政さんからすると、誰とつながったらいいのだろうというのが分からないというのはあると思うのですが、そういう認識もあってもいいのかなというふうに思います。

すみません。以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。もう既にNPOの話に入っていますので、この資料でいくと、13ページ、14ページにNPO等民間支援団体の役割に関する記述もありますので、そちらも含めて御意見いただきたいと思うのですが、いかがですか。

栢木さん、あるいは矢崎さん、どうでしょう。何か、首かしげて、ちょっと違和感あり、でしょうか。あるいは、ほかの委員の方でもいいのですけれど、この辺りいかがでしょうか。いわゆる支援団体の役割ということなのですから。

どうぞ。

○エンピ委員 エンピです。よろしくお願いします。

まずNPO等の民間団体、本当に外国人の立場に立って、一番活躍しているのではないかなと思っておりまして、どの分野でも国ができないけれど、NPO団体ができるというところは……。

○山脇委員長 行政ができない……。

○エンピ委員 そう、行政ができないけれど、NPOなどはできるというところがあると思うのですね。

本当にきめ細かく支援している団体と、支援しているふりをしている団体もあるというふうな感じで聞いておりまして、外国人がどの団体に行くかによって、すごく日本がよかったとか、ここはすごくよかったと思えると思うのですね。

そういった旗振りをするのは、恐らく行政の役割でもあると思うのです。でもNPO団体が増えていけばいくほど、これから増えていく外国人のためになると思います。恐らく今ある団体だけでは、こんなに外国人が増えたら支援できると思えないので、逆に、国としてはそういったNPO団体は増やす方針が必要ではないかと思います。

NPO団体の方針としては、そういった外国人支援は行政が直接やるというよりも、こういった団体を通してやってもらうところが一番いいかなと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○薦田委員 武蔵野市国際交流協会の薦田です。

先ほど栢木委員がおっしゃったように、私たちも、私たちの手に負えないようなことがあったときに、多文化共生センター東京に連絡してくださいというふうに御紹介してしまっているのですが、私たちは、例えば市内で活動している団体であれば、サポートの方法もあるのですが、多文化共生センターさんのように複数の地域にまたがって活動されているところというのは、市の国際交流協会ではサポートのしようもありません。

なので、東京都にお願いなのですが、そういったしっかりした団体を、きちんとサポートしていただくということも都の役割に入ってくると思います。

以上です。

○山脇委員長 しっかりサポートしてほしいというのは、例えば、

○薦田委員 例えば、経済面や……。

○山脇委員長 財政支援……。

○薦田委員 はい。

○山脇委員長 ありがとうございます。ありますか。

○栢木委員

多文化共生センター東京の栢木です。東京の場合は、やはりこの20年以上の間、かなり国際交流協会さんとか、あるいは地域の支援団体が、行政が入ってきていない部分について、ずっと外国の方たちへのサポート等をしてきている経緯があると思います。

今のことでいうと、うちのほうは、外国ルーツの子供たちへの教育支援の活動をずっとしてきているのですが、コロナが一応終息して、昨年から非常に多くの子供たち、家族の方が来日していて、学ぶ場所を探しての相談が非常に多くあります。

学校教育以外にまとまって勉強をする場所というのが、都内にほぼ数か所しかないので、相談者は、教育相談センターさんとか都のほうから、あそこに行きなさいと言われて来れます。どこから紹介されたか聞くことにしてしまっていて、聞くと区役所とか市役所、あるいは、学校からなどです。

現在、もういっぱいお断りをしているので、学びにつながらない状況の人たちが、たくさん生まれてきています。

○山脇委員長 以前よりも今のほうが、お断りするケースが増えているということですか。

○栢木委員 そうです。もう既にこちらもキャパがいっぱいなので、お断りせざるを得ないのですが、それでも何とかして入れてくれ、自分のところだけでもいいからなど、本当に切

実な相談があります。申し訳ないのですが、いっぱいですという状況です。

ですから、役割として、学びを提供することをやっていますが、実際は、もう追いついていないという状況です。資料の中で非常に増えているということがありましたけれども、追いついていないという状況です。特に子供たちについては、学びを保障できないということが将来にとっても非常に大きな影響がありますので、そういうことを本当に何とかしたいなと思います。それは行政、都とか区市町村の皆さんと一緒にやる以外には解決できないというのが、現状です。

ですので、連携とか協働という言葉の、何が連携や協働なのかということをもっと具体化していきたいと考えています。

○山脇委員長 先ほどエンピさんは、これから外国人が増えると、支援団体がもう足りなくなるとおっしゃったのだけれど、もう既に足りない状況にあるということですよ。

その辺りは、いかがですか。

○矢崎委員 さぼうと 21 矢崎です。

おっしゃることはとてもよく分かるのですが、果たして民間の支援団体がやるべき、やらなくてはいけないことなのかなと多分、栢木委員とか日々思っていると思うのですよね。これから高校に入ろうと思っている若い人たちの学ぶ場の保障というのは、これは、一支援団体とか、少数の団体が、やることではもう、ないのではないかなと思うので。

○山脇委員長 本来行政が、動かなくてはいけないのではないかな。

○矢崎委員 そうだと思うのですよね。そうでなければ、それは区市町村にとっても、東京都にとっても、学ぶことのなかった、例えば、中学卒業で社会に出る人を多くつくっていくかという話とイコールだと思うのですよね。

高校に進学できる道をつくらずして、よき市民であれとか、都民であってほしいというふうに願っても、実際にその場がないとなると、それを民間の団体が頑張ってくださいとか、半分補助しますみたいなレベルの話ではないのかなと今もお話を伺いながら思いました。

○山脇委員長 ありがとうございます。

この辺り、多分、こちらにいらっしゃる方々、直接、教育担当の方々ではないので、コメントも難しいかもしれませんが、でも傍聴はされているのですかね。今日、どういう分野の方が傍聴しているか教えていただいてもいいですか。

○事務局（田村） 結論から申し上げますと、今日は残念ながら教育部門の方の御出席はただけで……。

○山脇委員長 いらっしゃらない。

○事務局（田村） はい。おりませんが、簡単に御紹介をさせていただきますと、東京都の総合的な政策をつかさどる部局の参加……。

○山脇委員長 企画とかそういうことですか。

○事務局（田村） そうですね。政策企画局というところが参加をしておりますのと、あと福祉の部門の部局の担当者、それから人権関係の担当者、あとは保健と医療はそれぞれにございますので、保健と医療の担当者、それからまちづくりの担当者なども参加しております。

○山脇委員長 教育担当のところにも一応呼びかけは……。

○事務局（田村） もちろんでございます。

○山脇委員長 しているのですよね。そうですね。分かりました。ありがとうございます。  
はい、ではどうぞ。

○エンピ委員 今、矢崎さんの意見をすごく私も本当に身近に感じたところがあって、いとこの子供が高校から日本に来るとい、中学も卒業して、でも日本語がほとんど分かりません。どうするか。

結構調べましたけれど、ほとんどないのですよね。そういった、それは行政がやってほしい。高校に行きたいけれどそのままだと試験に受からないよねとい、もう本当に私が5年分の過去問をダウンロードして、こういうふうに勉強して、と個人で指導しました。

もちろん私は日本語ができるから、そういうふうにダウンロードだったりとか、過去問を出してきたりできるのですけれども、一般に例えば、日本語があまりできない親だったらそこまではできないではないですか。私のいとこなので、いとこの親はできないのですよね、そもそも。私がいたからできたと思うのですが、これは本当に行政がやるべき支援になってきているのではないかなと思います。人数が増えれば増えるほど、多分本当にNPO団体ができる枠が限られていると思いますので、そこをぜひ検討したほうがいいかなと思います。

○山脇委員長 そういう意味では、都の役割のところ、その辺りは、今回の案では入っていないことですね。ありがとうございます。

残り時間があと僅かになってきましたので、後半の都民、大学、企業、学校のところに関しても御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○矢崎委員 よろしいですか。

○山脇委員長 どうぞ。

○矢崎委員 さぼうと21の矢崎です。事前にもお伝えをしていたのですけれども、私自身

はここの主体の役割というところに都民という枠が入っていることに、ちょっと疑問を感じる部分もあって、これはもう大きく主体なので、何でしょうね。そして、その中には外国の方も当然含まれる……。

○山脇委員長 都民はそうですね。

○矢崎委員 全てが都民というところがどうなっていくかのために各主体は何をすることなのかというふうに思っています。だから都民がここに入っていること自体が一つ大きな疑問としてはあります。都民が、何でしょうかね、それは主体とかいう小さな枠に納めることではないような気がしているのが1点です。

それから、学校のところについて言うと、そこの小学校、中学校、高校というくくりだけにしてしまうと、まず今のお話からも、そこのどこにも入らない若い人たちは、漏れているというところは何か、担っていただきたいと思うのと、やはり区市町村が見ているところが、小・中学校だとすれば、やはり高校は都が見ているところなので、あまり一緒くたにしないほうが、それぞれの……。

○山脇委員長 小・中と高校は、やはり位置づけが変わってくるのではないかということでしょうか。

○矢崎委員 分けていただきたいかなということをおもっています。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。今の前半は、事務局の委員事前説明資料がお手元にあると思うのですが、そこでは、一人一人が参画者であるという視点が重要ということで、一応それがここに反映されているようなのですけれども、そもそもここに置くのが……。

○矢崎委員 各主体の中の一つなのかというのがちょっと分からないところなのです。

○山脇委員長 いろいろな担い手がいる、その中の一つという位置づけは、ちょっと、おかしいかなと。

○矢崎委員 はい。

○山脇委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方いかがでしょうか。

○エンピ委員 すみません。エンピです。よろしくお願ひします。

それぞれの役割で、1点ずつお話しします。

まず、都民というところですが……。

○山脇委員長 短めをお願いします。

○エンピ委員 はい。分かりました。まず、都民は本当にまず外国人の理解をしないと後で

暴動が起こってくる可能性がかなり高いので、やはり都からのお願いというところで、こういうふういきちんと方針を出していくと、理解してくれるのではないかなと思いますので、そういった日本人だとか、外国人も都民だというところで、一緒に生活するということはまず大事かと思います。

あと次に、企業のところですか。最近外国人は非常に起業家になりたいという方が多いので、実際に企業の中で、その中に入ったら、うちは起業支援できます、独立支援できますとか、そういったところまで、要は経営者を増やすことができれば、日本人の職を奪うのではなくて、逆に生むことができると思いますので、そういった企業の役割が必要ではないかなと思います。

教育機関です。大学は本当に今、英語教育にそれは力を入れているのですけれども、でも日本の企業は日本語話者の人材に力を入れていて、ちょっとアンバランスかなと思うので、きちんと企業と連携するというのが、大学の役割ではないかなと思います。

あと小・中・高というところ、最後のところでございますが、小・中・高は外国人の子供、日本語があまりできない子供は、かなりいじめに遭う場面が多くなるかなと思いますので、その対策はしっかり練っていかないといけないのかなと思っております。

よろしく申し上げます。以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方もどうぞ。

○安井委員 では、一応企業のところで発言しないといけないと思うので。

現行の指針で、この企業のところは、あまり違和感はないです。とてもよく書かれているような気がします。

では、何を変えるのかという状況変化のところ、企業の役割という四本柱が書かれていた中で、日本語教育が強調されているのは多分、日本語教育推進法だとか、特定技能などの関係だと思うのですが、東京都でこれをどう書くかというのは、ややピンとこないところがあります。

日本語のほうは、神吉宇一さんが、議論はあると思いますが、企業としては何か必要がない場合があったりするということも書かれていますよね。

生活に必要な日本語教育の機会を企業が提供するのかどうかというのも、あまり議論が煮詰まっていないような気がして、能力活用のために日本語が必要というのは分かるし、私

---

1 「日本語学習は本当に必要か」 村田晶子・神吉宇一 編著 明石書店

もやっているという本を作ったり、動画を作ったりもしていますけれども、この辺りの議論をもう少しと丁寧にしないと、誤解を生むかなという気がしているということです。

最後のマーケティング等のノウハウという、社会貢献活動というのはあまり企業に対して、明確に求めるのはどうなのかなと思います。社会貢献活動というよりもCSVというか、本業で社会貢献をするというのが企業の本来あるべき形であって、マーケティング等の、この辺りはもう少し練ったほうがいいかなという気がしています。

それから、総体的に言うと、この役割分担を書く目的は何かというと、何で東京都がほかの主体のことを書けるのかみたいな議論もちょっとあったと聞きますが、役割分担をこう想定しています。だからそれに対して東京都はこういう支援をするのです。こういう連携をするのです。こういう働きをします。というところが見えてこない、これをやる意味がないのかなと思うのです。

そういう意味で言うと、都民のところも、私は都民というのがあっていいと思うのだけれども、だからそれに対して東京都はこういう働きかけをするのです。企業はこういうふうな役割分担を想定しています。だから、東京都としてはこういう働きかけとか連携をします。という、その辺りが見えてくるようにしないと、あまり意味がないかなというふうに思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。確かに役割分担だけ示しても、そこで終わりだとすると、何か勝手に役割を押しつけられるみたいになるので、分担した上でどう連携していくかという、そこまでつながっていかないといけないのかなと思いました。

オンラインで4名の方がいらっしゃるのですけれども、そのうち3名の手が挙がりますので、順番に。

先ほどは長谷部さんに発言いただいたから、では、まず、アリソンさんからいきますか。それから、河村さん、それから長谷部さんと行きたいと思います。お願いします。

○アリソン委員 アリソンです。ありがとうございました。都民の役割のところ、発言したいと思いますが、特に2番目のポイントをもう少し強化して、もう少しポジティブに書けるのではないかと思います。

違いを認め合うとか、多様性を受け入れるだけではなく、もう少しポジティブに東京都は、その多様な人材によって成り立っている。それをみんなが自慢に思って、それをもう少し強化しましょうというような意識が大事だと思いますので、これだとちょっと消極的だと思います。もう少しポジティブで、ダイバーシティが東京都の強みであるということをもっと少し強調したらいいのではないかと思います。

企業や大学のことに關しても、最終的には、外国人であろうと日本人であろうと平等に取り扱うことによって、本当の多文化共生社会になるのではないかと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

では、続いて河村委員、いかがですか。

○河村委員

ありがとうございます。私からは企業の役割について、これまでに出てきている点と関連するところもあるのですが、コメントいたします。まず前提となる考え方として、都と都民が、今回の多文化共生社会を実現するための各主体の中でも中心となるところであって、今は全てが各主体として並列に並んでおりますけれど、今回の議論としては、都と都民を中心として、それ以外の各主体が、それぞれの役割を果たしていくために期待されること、そういう表現の仕方のほうが分かりやすいかと思います。

その上で企業の役割について、取組を広く社会に発信、社会貢献活動としての地域社会への還元、先ほども御指摘のあった日本語学習機会の提供と記載がありますが、企業の主たる活動は経済活動ですので、その中でどういう役割を果たしてほしいとか、外国人従業員の活躍をより広く発信してほしいということであれば、どういった形で連携してプロモーションしていけるかなどということが、もう少し分かりやすくなると思います。

先ほど出た意見と少し重なる部分もあるのですが、現在の資料では、今お話ししたような視点が抜け落ちており、多文化共生という文脈以外における企業の主となる役割と少しずれている、周辺的な活動の部分が書かれている印象も受けますので、その辺りを今後練っていただければと思います。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。続いて、長谷部委員お願いします。

○長谷部委員 それでは、大学の役割というところに進めていただけるとありがたいのですが、このトップの教育研究機関の国際通用性というところで、これは前からあったかどうかよく覚えていないのですが、これはとても大事だというふうに思うのはもちろんなのですが、何かトップに来るには、若干違和感があるのかなという気がしています。

もちろんこれを通して、留学生を採用していくという話なのだと思うのですが、多くの大学はこのレベルに達していないのかなという気もするのです。特に自分のいるところで、国際通用性とか、国際競争力と考えているだろうかと思うと、そうでもないような気がすると思うので、若干、これがトップなのですかというのが、今まで気がついていなかったのを、

ちょっと、どうですかというところが1点です。

あとは、この全体の教育機関の役割というところで、留学生の教育支援ということが書いてあって、実際に状況の変化というところに対応して、留学生が増えているから、留学生の支援と書かれているというのは分かるのですが、すぼっと抜けているのが、いわゆる外国ルーツの子供たちが大学に入ってくるようになってきていると思うのです。それは前からあったことなのですが、でも数としては徐々に高校から大学まで来られるという子供たちが増えているというところもあるので。

これは留学生だけだと不十分な感じがするので、いわゆる日本国籍を取りましたとか、あるいはいわゆるダブルの子供であるとか、移民の二世帯であるとかという子供たちの発想が大学の中にはゼロなので。

とにかく外国の名前が書いてあれば、「留学生ですか」みたいなことを言うてしまう大学というのはたくさんあるので、そういう意味ではもうすこしはっきり、大学の役割として外国ルーツのというところを何とか入れていただけないのかなと思っているというのが1点。

あと2個あります。もう一つが、この大学の役割のところだけに全ての学生や教員に対して多様性云々という文章が入っているけれど、これは何で大学だけに入っているのかという気もしていて、それは全ての外国人の支援をしている団体さんはもちろんそうなのですが、それを言ったら国も都もそうでしょうという話があるので。

このあと、高校とかのほうに、教育のことが書かれているので、それも教育機関としては大事だと思うのですが、これが大学だけに書いてあることにすこし違和感があったなというぐらいで、これが大事ではないというわけではないのですが、大学だけになるのかなと思ったというところです。

最後なのですが、これは逆に書かれていないことなのですが、先ほど、エスニックコミュニティの調査の話とかもしてくださった委員がいらっしやっただと思うのですが、大学は教育機関であると同時に、私などもそうなのですが、研究機関でもある。

教育研究の国際通用性ということを書くのであれば、都と連携して例えば、多文化共生についての研究をして発信する必要があるみたいな踏み込んだ書き方があってもいい。

大体多分多くの欧米諸国は、政府と大学が協力して調査をしたり、調査報告書を発表したりということは通例として行われているので、そういう意味では、何かもう少し1歩踏み込んだ、国際通用性というのであれば、多文化に関わる調査研究機関としての役割をもう少し果たしていく必要があるかもしれないみたいなことは書いてもいいのかなと思います。

以上4点です。よろしくお願いします。

○山脇委員長 ありがとうございます。あと残り僅かなのですが、フロアでまだ御発言いただいていない委員の方からもいただきたいと思っておりますけれども、どうですか。後半部分なのでですけど、何かコメントございませんか。どうぞ。

グエンさん、手が挙がりましたね。どうぞ。

○タイム委員 ちょっと企業との連携の部分に意見させていただきます。

企業は、もちろん日本の企業と外国人が起業する企業がありまして、日本の企業に関しては、人手不足で採用したいのに在留資格の壁があるというふうによく聞きます。なので、繰り返しなのですけれども、在留資格に関することはいろいろな改正をしないとイケないというのは、まさに問題です。

外国人起業家は結局、その方の国の方々に対するサービスを提供されていて、彼らを通して情報発信していくのは、活用できるルートとして、都内は今起業されている外国人も多いので、そちらとも連携をすればより一般の市民とつながっていくのではないかと思います。

今、日本で働いている外国人は、特に特定技能の場合でしたら、妊娠して、育児しながら働くという問題は、まだ簡単ではない。実際私がサポートしている外国人の特定技能生は、妊娠したら、もう帰国せざるを得ないという状況で、彼らは日本でずっと働きたいのに、支援できていない。

誰に相談するのか分からないという問題も今、周りにはあるので、そういったその妊娠、育児、働くという、外国人が安定して日本で生活できるような施策が必要ではないかと思えます。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしければ本日の意見交換、この辺りにしたいと思います。

私から4点、今日の議論で特に印象に残ったことを申し上げたいと思います。

第一には、今回の役割分担の中で、国と自治体の分担が示されたということには、大きな意義があると思っています。

国においてもロードマップですね、5か年計画が出されて、その最後のほうに役割分担の項目があるのですけれども、そこにはほとんど、国と自治体がどう役割分担するかは示されていないのです。ただ、連携が大事ですというふうにしかな書かれていなくて、やはりそこは東京都のような自治体の立場で、しっかり国に対してあるべき役割分担を示していくこと

は大きな意義があると思います。

2番目に、国際交流協会の役割について、今回の書きぶりだと、さらっとし過ぎていて、もっと拡充して示すべきだという意見がありました。その一方で、ただし、その国際交流協会が、行政との関係の中で、外国人住民に関わることは、もう協会に任せておけばいいという形で、行政と協会の関係が切れてしまうことに対する危惧も示されたと思います。その辺りの、両面を示すことが大事だというふうに思いました。

それから3番目には、市民活動団体に関しても、より大きな役割が必要であり、行政が支援すべきだという御意見もありながら、一方で、本来行政がやるべきことを、市民団体が代わってやっているとすると、そこについては行政のあり方自体、特に教育分野に関しては、見直す必要があるのではないかという御意見も重要な指摘だと思いました。

最後に、あまり議論はなかったのですが、東京都らしさ、東京都の指針を考える上で、やはり全国的に見ても東京都というのは、企業と大学が、全国で見ても突出して集まっている地域でもあるので、そういった意味で、多文化共生社会に向けた役割分担の整理の中で、企業と大学の役割をしっかりと示すことには、大きな意義があると思いました。

以上、私からのコメントとさせていただきます。

それでは、最後に次回以降のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（中尾課長） 今後のスケジュール、投影していただけますか。

冒頭でもお伝えしたところではございますけれども、本日第2回目までの議論、本当に多岐にわたる御意見をいただきまして、ありがとうございます。

この後、我々事務局のほうで指針の素案の策定作業に入っていきます。この中で冒頭申しました第3回、第4回、書面開催という形とはなりますけれども、改めて本日までの委員の御意見を踏まえまして、素案を作成し、またその中身につきましては、委員の皆様にはフィードバックをし、また御意見をいただく。その円環を経て、最終的には年明け第5回目、また皆さんにここでお集まりいただき、改めて指針案の確認という形で進めていきたいというふうに考えてございます。

またこの間には、第4回目が終わった辺りぐらいにパブリックコメント、広く市民から、今回指針改定の中身につきまして御意見をいただき、それを指針の中に反映をさせていただきたいというふうにも考えてございます。

いろいろと御意見、まだまだいただく必要があるかなと考えてございます。次回、また3回目以降、書面開催、形が変わりますけれども、随時作業経過の御報告をさせていただけれ

ばと存じます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○山脇委員長 ありがとうございました。

閉会の前に、何か共有しておきたいこと、委員から御発言されたいことはございませんか。  
よろしいですか。

それでは、これもちまして、今年度第2回の多文化共生推進委員会を終了したいと思います。皆様、ありがとうございました。

午後4時02分閉会